

農産物輸出促進支援事業 実施要領

第1 目的

この要領は、農産物販売促進支援補助金交付規程第4条第1項第三号に掲げる事業の実施について細目等を定めることにより、宇都宮産農産物の輸出促進を図ることを目的とする。

第2 交付対象

① 研修会等参加支援

農産物の輸出に必要となる貿易等の基礎知識習得に必要な研修会等への参加費等の一部を支援する。

② 現地市場調査等支援

農産物の輸出に必要な現地マーケット調査、輸出条件調査及びバイヤーや国内の輸出代理店等との商談に要する費用の一部を支援する。

③ 海外展示会出展等に係るPR支援

海外での販路獲得や販路拡大のためのプロモーションや海外展示会出展に要する費用の一部を支援する。

第3 補助対象外経費

以下の経費は対象としない。

ア 人件費

イ 飲食代、懇親会等の負担金

ウ 農産物等の調達費

エ 1万円以上の備品購入費

オ 他の業務での使用が可能な汎用性の高い備品等の購入費用
(パソコン、机、椅子、事務機器等)

カ 移動に係る燃料費、領収証のない有料道路代

キ 二名分以外の旅費※

※ 旅費の計算は、宇都宮市の使途基準に準ずる。

ク 申請者の親族の旅費※

※ 但し、明確な理由がある場合は除く。

ケ 対象期間外に支出した経費

コ その他、事業の実施に関連性のない経費

第4 利用制限

本支援事業の申請は原則3回までとするほか、同一年度における申請回数は1回限りとする。

また、研修会等参加支援、現地市場調査等支援、海外展示会出展等に係るPR支援の併用は不可とする。

第5 その他

宇都宮産農産物の輸出促進のため、宇都宮市が情報提供を求めた際は、積極的に協力すること。